

福島県環境審議会第2部会議事録（平成16年10月22日）

1 開会（遠藤主任主査）

2 部会長あいさつ

3 議事録署名人の指名

引地部会長より、中村玄正委員と畠山昭紘委員を指名。

4 議事

(1) 「循環型社会の形成に向けた産業廃棄物税の在り方について」答申案について

① 答申案（資料1）についての説明

小檜山生活環境部企画主幹より説明

② 「自社処分場への搬入に対する課税」についての意見交換

●中村委員

県民の意見等を見ますと、自社処分場への搬入に対して課税対象外とすべきとの意見もあるが、循環型社会の形成に向けての基本的な理念を考えると、基本的には課税対象とするのが妥当ではないかと思う。

ただし、それぞれの事業者は努力されており、相応の軽減措置ということを検討して評価すべき。基本的にはすべての産業廃棄物が課税対象であるが、その努力については、その内で軽減措置等で評価するという考え方が妥当ではないか。

●佐藤委員

私も処分場を経営しているが、自社処分場の造成にはかなり苦勞していると思うし、十分その価値は認めたいと思う。しかし、今先生が言われるように、廃棄物の処理をする観点からは、課税をすべきであると思う。また、処分場を作ると言うことは、処分費用の前払いだという考え方もできると思う。それについても、課税すべきであると思う。排出抑制、減量化、リサイクルの推進という観点からすれば、ちょっとはないがしろになってしまうのかなと思う。

しかし、最終処分場を自分で作り、なおかつ処理費用を前払いで払っているという点からしても、処分場を作って運営をしている点は変わりはないが、自己処理の観点からすれば、税負担を軽減すべきではないか。

●田中委員

同率課税は好ましくないが、軽減措置をして課税すべき。

税の使途を見ていくと、処理するだけではなく、循環型社会を作ってリサイクルを行うことや、環境教育や不法投棄の未然防止などについては、自社処分場を持っているところであっても、そのようなことに対する負担は必要ではないかと思う。

繰り返しになるが、課税はすべきであるが、努力されているということを考慮して、軽減をすべきであると思う。

●堀金委員

江戸時代のころの、当時の公害のあり方を調べてみたが、当時は保証制度があって、農地については農民との話し合いの上で開墾し、鉱山の開発にも住民との話し合いを行っていた。

その制度からすれば、処分場の対応だと、それだけの資本を投入しているので、無税ということはあるえないが、税の使途からすれば、同率ということとは考えなくてもいいと思うが、ある程度軽減する方向で、税の一翼は担ってもらおうということでもいいと思う。

江戸時代の方が、民主的であったかと思う。

● 畠山委員

自社処分場を持たない事業者の方からの意見としては、ちょっと厳しい言い方をすれば、それは経営の自己責任でやっているはずだという考え方があり、そういう意見も出るのではないかという気がする。

ただ、委員の方々がおっしゃられたように、やはり全般的に見ると、簡単な言い方をすると、折衷案ということになってしまうかもしれないけれども、基本のところは負担していただくが、実際の税額のところでは、努力を認めるということが適当ではないか。

● 渡辺委員

私も皆さんと同意見。

● 引地部会長

皆さんの意見をお聞きすると、事務局でまとめた、税はかけるべきであるが、軽減措置を講ずべきであるという意見に賛同しているようである。

最終処分場を建設するには、かなりの努力をされていると思う。公的機関の最終処分場は、県内ではもうなくなってしまい、排出量の多い事業者さんが委託処分を行うと、すぐに最終処分場が一杯になってしまう。事業者が、自社処分を行うということは、貢献していると考えてもいいのではないか。そのような意味で、軽減措置を講じるべきではないかと思う。

本日欠席の委員もいるが、出席されている委員の意見は、だいたい一致していると思う。自社処分場の課税については、軽減措置を講ずるということで考えていきたい。

ただ、軽減措置をどう講ずるべきかとなると、なかなか難しい面もあるし、税制面からも検討しなければいけない。また、事業者がどのような取り組みをしているのか、それによってもどう対処すべきか、いろいろ難しい面もあると思うので、今日決められる段階ではないと思う。ただ、軽減すべきであるということ強く出して、まとめさせていただきたいと思う。

③ 「税の使途」についての意見交換

● 堀金委員

私は、地域のネットワークの一員として、南会津で活動しているが、県の指導がうるさくなって、業者が大変だということを知ったことがある。つまり、どういうことかということ、今までのようなことはできないだろうということだと思う。

今は、南会津地方振興局の方が、本気になって取り組んでいる。ベニヤなどの木

材は、これまでは簡単に処理できたが、いろいろと害があるので、今後はこれまでのようには処理できないということだと思ふ。このようなことが、一番下で働いている素直な声である。

もう一つは、道路工事を行うときに、セメントなどをトラックに積んで、土を被せると、土の運搬にしか見えないが、田んぼに降ろすと、土が上に上がるので、わからなくなってしまうということであった。そのようなことがまだまだある。

ここに税の使途として、産業廃棄物処理業者の情報公開支援や、処分場への不安感の払拭ということは、この場では話題として上がっているが、一般の業界へのきちんとした伝達というのは、まだまだ甘いものがある。そのようなことがあるので、不法投棄という形になって出てくるのかなと思ふ。

この前もお話ししたように、周りで大宮の業者さんが動いている。私たちが聞いても、自分たちは下請け業者だからわからないと言われる。でも、トラックが入ってきていて、それも密閉されていて何が入っているかわからない。そのような現実があり、役場にも話をしたが、町でも対応はしているが、はっきりと業者は言わないということがまだまだある。

この場で、このような話をするのがいいかどうかはわからないが、それが地域の実態である。まじめにやっている業者もあるが、そうでない業者もある。だから、情報公開の支援をしっかりとしていけるような税の在り方を考えないと、絵に描いたモチになってしまう。

●河津参事

木くずについては、前は燃やしたり、腐敗させて土へ還元したりしていたが、最近では、家屋を解体したものがチップとなり、そのチップが使われればいいが、なかなか使われる先がなく、結局それが積み重なって、千葉県の場合ではそれが発火して、火事騒ぎになるという例もある。

少しの量で、その中でうまく回っているうちはいいが、現実的にはそのような問題が社会的に起こっており、厳しく対応せざるを得ない。

業者にもいろいろいて、一つゆるくすると、次から次へと問題がおこる。その大きな例が、例えば豊島であったり、岐阜県の話である。今回の経済的手法の他に、まだまだ規制的な手法もしっかりしていかなければいけない。

一般の企業の方たちのモラルがまだまだ低いというお話に関しては、今年度の事業で、産業廃棄物協会に委託して、排出事業者を訪問して、直接マニフェストのやり方や、産業廃棄物をどのように処理したらいいのかという指導を始めている。これは重要なことだと思ふので、今後も広く進めていければいいと思っている。

●平澤参事

環境審議会から答申を受けた後に、県議会に条例案を提出することになるが、税の使途については、企業間の情報ネットワークの構築とか、事業者に対する啓発活動の実施などの不法投棄の未然防止についての新たな項目が入ったこともあり、今後の制度構築では、今のご意見も踏まえながら、不法投棄の防止にも対策が講じていけると考えている。

●中村委員

税制の導入というのは、福島県民にとって、良好な環境を作るための一つの大事

な手法だと思う。それによって、産業廃棄物の発生が抑制され、また減量化してリサイクルや適正な処理が進むと思う。さらに大事なのは、実効性がある形で、場合によっては信賞必罰ということで、産業廃棄物処理に関係している人たちについて、いい面はどんだんのばし、悪いところをきちんと対応するというところで、税の使途が考慮されていけば、非常にいいのではないか。

大事なのは、中身がどのように使われたのかという透明性である。

●引地部会長

各企業は、リサイクルに積極的に取り組もうとしている。リサイクル技術は構築しているが、問題は、製品として作ったものがなかなかうまく流れていかないこと。それで、企業は非常に困っている。

再生品の流通や、廃棄物を適正に処理するためには、企業間の情報ネットワークが非常に重要で、これがどの程度構築されるのか、どのように構築していったらいいのか、ここが非常に大きな問題ではないか。

ネットワークで知らせるだけではなくて、各地区の主な県の出先機関で、リサイクル製品の製造工程を説明したり、あるいはその製品がどのように利用できるか、作った製品がどのような特徴があるか、そのようなことの説明会を積極的にやっていると、文章ではいろいろ話題にできるが、実際それがうまく流れるかという、難しい面がある。

いわき市などもいろいろと検討会を作っているようだが、実質動いているのはそのうちの数件で、ほとんどはストップしている。

どのようにして伸ばしていったらいいのか。ただ単に、技術開発だけではいけないような気がする。再生すればいいということではなく、いかに循環型社会を構築していくかということまでを考えたリサイクルを行うべき。そのへんが、大きな課題ではないか。

●新妻参事

リサイクル製品がうまくまわらないのではないかという件については、確かにリサイクルをなささいという広報は結構行っているが、リサイクルした製品がはげずに、そのパイプが詰まってしまうと、リサイクルを行う人がいなくなってしまうということが一番問題。

現在、環境にやさしい物品の購入、通常グリーン購入というものを行っているが、県では、10月にグリーン商品購入キャンペーンとして、消費者の皆様には、環境にやさしい製品をできるだけ購入していきましょうという広報や、消費者へのアンケートなども実施している。アンケートでは、リサイクル製品は、性能的には問題はないが、割高であるとの意見がある。

リサイクル製品をできるだけはけるようにしなければならないということで、昨年度から、エコリサイクル製品認定制度というものを作った。今年1月に募集をして、第1回目は6月に24品目の認定を行っている。

エコリサイクル製品については、県内で排出された廃棄物を利用して作っていたき、県内に事業所をもっている事業者の製品を使おうということで、知事が認定をし、認定をしたものは、県も価格や性能を考慮したうえで、できるだけ公共事業などに使っていこうという制度で、第2回目の募集を9月に行っていて、18件の応募があった。

今後、このような製品も、認定をして増やしていくことによって、リサイクル製品を使っていたりするような環境を作り出し、いっぺんに進むというわけにもいかないが、細かったパイプをもっと広げるような努力も行っている。

●中村委員

現実には難しいものも出てくると思うが、一方、先ほど堀金委員がおっしゃったように、江戸時代は循環がうまくいっていた。難しくなったのは、化石燃料を使い出したことによる大量生産、大量消費ということがあると思う。そうすると、20世紀を反省して進めていくのが循環型社会を進めていくこと。

あとは、税の使途が、クリーンな形で使われるという、基本的には答申案の一覧に出ているような方向性で進めてはどうか。

●引地部会長

3番目に書かれている、産業廃棄物処理施設の整備促進では、処分場周辺の環境整備ということが記載されている。これは、前回の部会でも話題になっているが、処分場周辺の環境整備が必要であるということについてはどうか。

●佐藤委員

どちらからという、いい施設ではなく、嫌悪施設と言われている施設であるので、たいていの処分場なり中間処理施設については、緑地帯を設けたり、花を咲かせたり、のり面を芝にしたり、サツキを植えたりということは、今のところに行っている。ただ、それを規格として、このようにしなければならぬということになると、金太郎飴みたいになってしまうので、各企業が独自性をもって環境整備に努力すべきだろうと思う。このようなことにも援助していただけるのであれば、大変すばらしいことだと思っている。

●引地部会長

産業廃棄物の処理施設について、住民からの意見はどのようなものがあるか。

●佐藤委員

住民は、そのような施設があると、頭の中で汚い施設だ、においがする施設だというように、固定概念で物事を判断するのが、今までは多かった。うちの処分場も、夜になると、変なトラックが入るとか、変な水を流すとかという話がなかったことがない。郡山市の廃棄物対策課が分析も月に一度行っているし、そのような事実はないと突っぱねた。

順調になると、やっかみみたいなものがあって、そのようなこともなきにしもあらずだと思う。

●引地部会長

確かに、処分場の周辺環境が整備されてくると、例えばトイレもそうだと思うが、きれいなトイレと汚いトイレがあるのと同じように、トイレというのは汚いイメージでとらえがちだが、きれいになっていけば、この周辺は非常に環境に配慮しているということになると思う。

処分場の周辺がきれいになってくれば、処理施設に対する市民の考え方も変わっ

てくると思う。

●佐藤委員

比較の問題だが、最終処分場で処分したものについては、ある程度の構造基準にのっとって施設を作っているのだから、不法投棄をされるよりははるかにいい。皆さんは、最終処分場と不法投棄を同格ぐらいに見ている。そのへんは、われわれももっともっとPRしなければならないし、行政でもPRをしていただきたい。

●引地部会長

だいぶ前になるが、関西地区の最終処分場を見て歩いたことがあるが、やはり住民に施設を開放して、見せないというのではなく、適正に処理しているんだという現場を見てもらうことも大切。

それを閉め出してしまうと、陰で悪いことをやっているのではないかととらえられることになってしまう。適正に処理しているということをお納得してもらうことが、施設を理解してもらう上では必要ではないかということで、だいぶ開放的になっていた。

そのようなことを、周辺環境整備も含めて、考えることは大切だと思う。

処分場の不安感をなくしていくことが重要かと思う。

●堀金委員

質問だが、産業廃棄物処理施設というのは、福島県内の各市町村単位で、ちゃんと定められた場所にあるのか。

●河津参事

法律でいうところの施設は、それぞれ要件が決まっていて、いわゆる最終処分場、中間処理施設、そこには例えば焼却があったり、破碎があったり、濃縮や中和があったりと、法律で決められている。

産業廃棄物処理施設については、県内の各事業者さんが、施設を作るという場合には、各事業所が申請を行って、県や中核市の許可をもらいながら作っていく。

●引地部会長

最近では、処理業者が看板や資料を作って、どのような廃棄物を適正に処理できるか、品目を明記するようになってきた。以前はそのようなことはなかった。ですから、そのようなものを処理できない施設に持ち込んで、安く処理してもらうことがあり、問題になることが多かった。最近では、そのような点は改善されて、この事業者さんはこのような廃棄物は適正に処理できる、この廃棄物はこちらに持っていかなければならないということで、全部できるということではないので、そのようなことが非常に重要になってくる。

●堀金委員

そうすると、例えば佐藤委員がおっしゃったように、町村単位の行政での住民への啓発ということは、まだまだ甘いと思う。今、先生がおっしゃったような、廃棄物の処理がこのように行われているということ、一人一人の住民がわかるような啓発を行っていったら、意識も違ってくると思う。それは、次に記載されている環

境教育、学習ということになるが、そのようなことについて、県の指導があるが、中間単位である町村の行政では、ふわんとしていて県から言われているという感じなので、理解がされず、反対運動が出てくることになる。

県の施策が、町村単位に下りていって、初めて福島県全体の環境モラルなどの意識向上になると思う。その辺を、市町村へ下ろすことも必要ではないか。その点で、見えない部分がある。

●河津参事

産業廃棄物に関しては、普及啓発という方法はあるかと思う。ごみということであれば比較的近いが、産業廃棄物については、一般の人たちには、ちょっと距離が遠いのかなと思っている。そのギャップは、埋めていく必要があると考えている。

環境省などでは、優良処理業者の選考ということも行っているし、それらの施策には、周辺の人たちの安心という視点も含まれている。そのためには、公開や理解に基づいて、自分で学習して理解して安心するという過程が大事であると思う。

そのためには、処分場だけでなく行政としても情報公開、情報の提供、わかりやすい普及啓発について、じっくり考えていかなければいけない。

●平澤参事

住民の方が、いろいろと勉強したいという機会があると思うが、そのような時には、県では、講習会等に県職員や民間のアドバイザーを派遣できる制度もあるので、活用して欲しい。

また、市町村に対する指導については、まだまだそのような意見があることを肝に銘じて今後とも対応していきたい。

●中村委員

そういう面では、今回産業廃棄物税の在り方の、特に税の使途の議論を行っているが、産業廃棄物処理業者の情報公開支援というようなもの、例えば、佐藤委員のところで、民間の皆さんに自分の処理場はこのようにやっていますよということを紹介して、そのときにかかるような費用をこちらで少し援助してあげることによって、住民の方と健全な産業廃棄物処理業者との間の信頼関係ができるということのいい機会になって、お互いの理解が深まり、産業廃棄物処理の意義が明確に位置づけされてくると思う。

税の使途というのは、明確に打ち出されているように思う。

●畠山委員

不法行為の未然防止は、産業廃棄物に限らず、すべてのことについていえると思うが、いかなる予防措置や未然防止策を講じても、それだけでは済まないものであり、結果として犯罪となるということをどうしても念頭に置かなければならない。

ただ、この場で言うと、税の在り方についてということなので、あまりそちらの面からの表現はいかがかなという気もする。環境に関する犯罪は非常に重いと考えて、罰則などももっともっと強化すべきであると思う。ことこのことに関しては、性善説ではだめで、性悪説というものを念頭に置かないといけないと思う。ただ、この場では、表現としてはこの程度にとどめるべきであると思っている。

●引地部会長

不法投棄の未然防止については、税とは関係なく、非常に強化しなければいけない点だと思う。不法投棄されている現場があると、そこにどんどん不法投棄がされてしまう。地域住民等の協力等を得ながら、きれいにしていって、捨てにくい環境を作っていくことが必要。

また、アメリカでは、環境保護地域には車が入っていけないように扉があり、時間になると閉めてしまう。不法投棄が行われるのは、夜が多いので、入れなくしてしまうところもある。何か方策を練って、不法投棄が行いにくいようにしていくのも一つの方法かと思う。

きれいなところには捨てにくいので、どうしても見つけにくいところとか、不法投棄されている現場があると、そこにまたどんどん捨ててしまうという人も、残念ながらまだいる。事業者さんがみんなできれいにしていこうとか、環境を保全していこうという気持ちでいかなければいけないが、ほんのわずかの事業者だと思うが、不法投棄につながることをやってしまうということがあると思う。そのようなことを防止するということは、非常に難しいと思う。

啓発活動や、処理業者の育成といった未然防止の対策の強化に、税の使途が一部流れるのはやむを得ないという気がするが、税の使途としての事業だけでは十分ではない。

④ その他の事項についての意見交換

●田中委員

9ページの(6)の事業者の事務負担に対する配慮の関係で、県に代わって徴収事務を行う特別徴収義務者に対して、いろいろと事務的な軽減を行うということについては大変いいと思うが、最近税に対する国民や県民の関心はものすごく強いと思う。国民年金の保険料もかなり未納があり、経済的な面等で意識的に未納している人もいるが、徴収事務を適正に行うことは、税制度を普及するために重要なことである。

徴収事務を行う方は大変な苦勞があると思うが、できれば100%の徴収率を目指してほしい。また、目的税ということであるし、罰則というのは無理だと思うが、そのようなことも含めて徴税を完全にすることが、税の公平感を確保し、税の目的を適正に普及していく上で大変必要だと思う。

●平澤参事

ただいまのご意見については、審議会の答申の後に、税制等検討会の報告などと併せて、税務当局との仕組みづくりや、議会で条例案が通ったあとの制度化や執行において、留意すべきことと考えており、十分対応していきたい。

●佐藤委員

納税義務者と課税対象について、福島県では、B案でほぼ決まりのようであるが、このような形を取ると、どうしても排出事業所は中間処理施設へ、リサイクルを名目に持っていく量が増えるのではないかとと思われる。リサイクルという名の下に、中間処理施設に持っていくと、せつかくの排出抑制や減量化などについて、排出事業者では若干なりとも気がゆるむのではないかと考えられる。

それと、今、盛んにバイオマス発電など、本当のリサイクルに動こうとしている

ものが、実際はバイオマス発電に行くということになっても、実際は焼却されている現実がある。その辺の対応を、もうちょっとなんとかならないのかと思っている。

青森県が、実際に導入をして動いているという話を聞いて、知り合いに電話したら、産業廃棄物処理をやっている本人がわからないような説明しかないという話しであった。本日、資料が届くことになっていたが、若干遅れてもってこれなかったが、近県を見習ってやるということも確かに必要だが、福島県独自でも、その内容をきちんと把握してみてもどうか。

●平澤参事

付属資料の3ページから5ページにあるとおり、産業廃棄物に関する税は、22の自治体で導入済みまたは導入予定となっている。導入後1年ぐらい経過しているのは、数県しかない。

先発県で一番近い北東北3県からは、一番情報が取りやすいということもあるし、近畿圏でいえば、三重県が一番先発県で、中国地方でも先発的にやっている県がある。情報の収集に努めてはいるが、十分だという状況にまでいくのは難しいと感じている。

税の適正な負担については、制度の周知徹底について、「時間をかけて」行うという表現を加えさせていただいているし、今も貴重なご意見をいただいているので、作業を行っていく時には、十分留意していきたい。

●佐藤委員

産業廃棄物協会では、最終処分部会と中間処理部会というのがあり、そこで会議をもったところ、産業廃棄物税についていろいろと話が出た。最終処分場の方は、特別徴収義務者となり、排出事業者が特定できるが、中間処理施設の場合は、10入ったものを中間処理するので、1になるものもあれば、3や5になるものもある。それが、最終処分場に持ち込まれる時に、中間処理業者が納税義務者になるので、最終処分業者に税を支払うことになる。その際に、排出事業者に税を転嫁していいものかどうか。転嫁すべきであるという話も出たが、それが、あなたのところは1割になるから、10トン持ち込んだ内の1トン分で、千円負担してくださいと適正に請求できるかどうかという議論が出た。こういう機会があるので、廃棄物協会の委員から話を出しましょうということにしていたが、ある程度その点も踏まえて、検討してほしい。

●平澤参事

先発県でも、そのような悩みを持っていて、また、事業者さんからそのようなご意見もいただいているということもあって、京都府では、条例に配慮の条項を設けているという事例もあるので、参考にしていきたい。

また、廃棄物によって、焼却した場合に、どのぐらいの減量化がなされるのかの目安については、先発県では産業廃棄物協会などの団体に協力をいただいて一定の基準を設けるという対応をしている県もあるので、皆様のご意見や先発県の事例などを検討して、対応していかなければならない点はあると考えている。

●引地部会長

廃棄物によっては、中間処理を行ってもあまり減らないものもあるし、10分の

1ぐらいになってしまうものもある。何かの目安があって、依頼を行う際に、ある程度把握できるということが必要だと思う。

しかし、個々の廃棄物では、そのとおりになるかは難しい面もある。

動いてみないとわからない面もあるが、「税の導入後の一定期間に必要な見直しを行うこととすべきである。」ということも10ページにも記載されている。

まず、導入に当たっても、いろいろと検討すべき事が出てくると思うし、導入後も、いろいろと話題が出てくると思う。軌道に乗るまでは大変であると思う。

(2) まとめ

●引地部会長

意見はほぼ出つくしたと思うので、ただいま皆さんからいただいた意見を踏まえて、加えた方がいいようなことがあれば、若干の修正を加えて、部会としての答申案としてとりまとめて、次回の全体会にそのような意見を述べるようになるが、事務局で検討して、修正があれば、その内容は事務局と私に任せて頂いてよろしいでしょうか。

●各委員

異議なし。

●引地部会長

事務局から今後の日程等についてお願いしたい。

●小檜山企画主幹

答申案の文言の修正については、再度部会長と確認をさせていただいて、次回の全体会で議論していただきたい。

次回の全体会は、11月1日の午前中に開催したい。

(以上)